

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

会 社 の 体 制 及 び 方 針 連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

第 130 期（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）

黒崎播磨株式会社

事業報告の「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」に表示をすべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社現行定款第 15 条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.krosaki.co.jp/>）に掲載し、ご提供しています。

事業報告（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、2006年5月12日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を制定し、2020年4月1日付で一部改定しました。その概要は次のとおりです。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当社グループのミッションステートメントに基づき、法令を遵守する。また、取締役会規程に基づき取締役会において経営上の重要事項の決定を行い、報告を受ける。

取締役の職務執行の法令・定款への適合性については、取締役同士で監視し合うほか、監査役会による監査を受ける。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、内部統制委員会等の重要会議の議事録を作成するとともに、それらの議事録や決裁伺書等情報の保管を情報管理に関する規程に基づき適切に行う。また、法令等に開示が定められた重要経営情報を適切に開示するほか、IR活動やウェブサイトを通じ、積極的な情報開示に取り組む。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制基本規程に、日常の各部門の役割及び危機発生時の対応について定めている。

当社グループの内部統制システムの運用は、当社各部門長及びグループ会社社長の責任のもとに行われる自律的マネジメント（リスクの把握、評価、対策立案、対策実施、自主点検等）を基本とする。

当社及びグループ会社の内部統制システムの構築・運用・評価に関する基本方針策定の支援及びその運用状況に対する内部監査を行う部門としてリスクマネジメント部を設置する。

当社の各部門及びグループ会社の内部統制活動に関して、業務分野ごとに専門的知識を有する当社機能部門がグループ横断的に指導・支援を行う。

内部統制委員会を設置し、定期的な会議等でリスクへの対応状況について各内部統制委員及びリスクマネジメント部からの報告を受け、必要に応じて指導を行う。また、リスクマネジメント部からの内部監査報告を受ける。それらのうち、重要な事項については、経営会議及び取締役会に報告する。

社内監査役、当社総務グループ員、社外専門機関等を通報窓口とした内部通報制度を設け、当社グループ内で違法・不当な行為が行われていた場合及びその疑いのある場合に通報を受付け、その事実関係を調査して結果を所定の社内関係者及び求めがあれば通報者に知らせるとともに、違法・不当な行為が確認された場合には就業規則に基づきその行為者の処分を行う。

危機発生時には、内部統制委員会の中に緊急対策本部を設置し、損失を最小限にとどめるべく活動する。

④ 当社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議により、各取締役の職務分担を適切に行うとともに、組織及び職制規程、業務分掌規程にその基本的職務を規定する。また、決裁伺規程、共通職務権限規程により取締役及び主要な使用人の決裁権限、責任を規定する。

経営計画、事業戦略、投融资等の重要な経営事項は、経営会議等により十分に審議したうえで、取締役会規程に基づき取締役会で決議を行う。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、社内規程違反も業務遂行上のリスクのひとつと捉え、上記③で記載した内部統制の仕組みにより、使用人の職務執行が法令、定款、社内規程に適合することを確保する。また、使用人が適法に業務遂行できるよう、計画的に教育・啓発活動を実施する。

⑥ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の管理に関して、関係する規程に基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

グループ会社は、当社との情報の共有化等を行い、自律的内部統制に関する施策の充実を図る。

また、各グループ会社と業務上の繋がり強い当社の部門を主管部門として位置付け、グループ会社の内部統制整備・運用状況の把握に努め、当社機能部門及びリスクマネジメント部と情報共有するとともに、必要に応じ当社機能部門に支援を求める。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社「グループ経営運用規程」に基づき、各グループ会社は事業方針、事業計画、予算等の経営上の重要事項について、当社と事前協議を行う。また、決算、事業概況等については、当社がグループ会社に報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社「内部統制基本規程」に基づき、各グループ会社はリスク管理事項について自主点検を行う。自主点検の結果、あるいは業務の遂行を通して、問題が発生、若しくは発生のおそれがあると確認された場合、当社に報告を行う。

また、当社はリスクマネジメント責任者会議を定期的を開催し、当社の内部統制活動について各グループ会社に周知を図る。

加えて、当社から主要なグループ会社に対して取締役及び監査役の派遣を行い、直接経営に関与及び監査をする。

さらに、当社の内部通報窓口は、グループ会社からの通報も受け、事実確認を行う。

不適切な事実が認められた場合、当該グループ会社は、当該使用人、場合によってはその管理者について指導及び懲戒処分を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例会議等を通して各グループ会社から業務執行状況等の報告を受け、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況並びに法令違反、若しくは違反のおそれのある行為・事実について各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言・指導等を行う。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の業務の円滑な遂行を目的に、監査役の職務を補助する専任のスタッフを置く。取締役からの独立性を確保するため、そのスタッフは監査役直属とし、監査役の指示の下で業務を行う。監査役スタッフの異動及び人事考課等については、常勤監査役と総務人事部長との間で事前に協議する。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について適宜監査役に報告する。また、リスクマネジメント部は内部監査の結果をはじめ、業務をとおして知り得たリスクマネジメント上の重要事項についても適宜監査役に報告を行う。

監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議へ出席し、また、重要な決裁伺書の回付を受けることで経営上の重要事項について取締役との情報共有を行う。

ロ. グループ会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適宜当社の監査役に直接又はリスクマネジメント部を通じて報告を行う。

⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部統制基本規程及び内部通報規程等に基づき、これらの報告をした者に対し、報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査に際して、取締役及び監査対象部署の職員は、資料の開示等情報提供に協力する。

リスクマネジメント部は、グループ会社を含む全社の内部統制に関し、監査役と定期的に、かつ必要の都度、情報交換を行う。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及び体制整備に関する事項

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを基本方針とする。

反社会的勢力に関する事項については総務人事部総務グループを対応窓口とし、反社会的勢力からの理不尽な要求等が発生した場合には、総務グループへ連絡をするよう周知徹底する。当社への反社会的勢力からの接触等があった場合には、警察に連絡・相談し指導を受けながら適切な対処を行う。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりです。

① 運用体制

当社は、当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、内部統制活動の企画・支援及び内部監査を担当するリスクマネジメント部（専任5名）並びに各分野のリスク管理を担当する11の機能部門を設置しています。また、グループ会社15社において自律的内部統制活動を担当するリスクマネジメント責任者を配置しています。

この体制の下、以下のとおり内部統制システムを運用しています。

② 具体的な運用状況

1) 内部統制活動計画

当社は、法令改正や経営環境の変化等を踏まえて、毎年2月に当社グループ全体の次年度内部統制活動計画を策定しています。この計画には、活動方針、安全・品質等の機能別活動計画、点検・監査計画、教育・啓発計画が含まれています。

これを踏まえ、当社各部門・グループ会社は、各々の活動計画を策定しています。

2) 自律的内部統制活動

年度計画に従い、当社各部門・グループ会社は、業務の特性等を踏まえつつ自律的に内部統制活動を実施しています。具体的には、内部統制チェックリストに基づく網羅的な点検や業務プロセスに含まれるキーリスクの自主点検を実施し、点検結果を踏まえた業務改善を実行するとともに、業務規程・マニュアル等への反映と教育を行います。

各機能部門は、この自律的内部統制活動を支援しています。

事故・事件、法令や社内規程等に違反する事案、違反の恐れのある事案が発生した場合、当社各部門・グループ会社は、直ちにリスクマネジメント部に報告するとともに、関係部門と連携し、是正及び再発防止の措置を講じています。また、これらの事案をリスクマネジメント部が集約し、当社グループ内で共有化するとともに、当社各部門・グループ会社が類似のリスクの点検を実施しています。

3) 内部監査等

内部監査については、リスクマネジメント部及び各機能部門が各部門・グループ会社に対し、内部統制チェックリスト、自主点検シート等の書面による確認及びモニタリングにより実施しています。

また、当社は、内部統制を補完する施策として、当社・グループ会社の役員が利用できる内部通報窓口を設置・運用するとともに、社員意識調査アンケートを実施しています。これらの状況・結果については、取締役会で報告するとともに、社員意識調査アンケートに関しては、社内報を用いて従業員へのフォードバックを行っています。

4) 評価・改善

リスクマネジメント部は、内部統制システムの運用状況を、半期ごとに開催する内部統制委員会のほか経営会議及び取締役会に報告するとともに、適宜開催する業務連絡会及び半期ごとに開催するグループ会社リスクマネジメント責任者会議において、各部門・グループ会社とも共有しています。

また、リスクマネジメント部は、内部統制活動の実施状況や内部監査等の結果に基づき、年度末時点における内部統制システムの有効性評価結果を取りまとめたうえで、これを経営会議及び取締役会に報告しています。

この評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制活動計画に反映しています。

5) 教育・啓発

当社は、新入社員から経営幹部までを対象とした階層別教育・研修に、内部統制に関する講座及び各機能部門による専門的講座を設け、当社・グループ会社の役職員の教育を実施しています。

また、安全パトロール時の経営層によるコンプライアンス講話、内部監査時の各部門・グループ会社との対話、事故・事件事案の水平展開、コンプライアンスに関するメールマガジン発信等、様々な機会・仕組みを通じた啓発活動に取り組んでいます。

6) 監査役・会計監査人との連携

リスクマネジメント部は、監査役が同席する内部統制委員会において、内部統制の状況の報告及び意見交換を行っています。また、月2回の頻度で監査役との連絡会を開催し、内部統制に関する情報の共有化を図っています。会計監査人との間でも、定期的に内部統制の状況や財務報告に係わる内部統制の評価結果等について、報告及び意見交換を行っています。

さらに、内部監査、監査役監査、会計監査の相互連携・実効性向上、内部統制に関する情報の共有化、意見交換を目的として、監査役、社外取締役、リスクマネジメント部による四半期ごとの連絡会（うち1回は会計監査人も出席）を開催しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めていません。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

株式会社SNリフラテクチュア東海、黒崎播磨セラコーポ株式会社、有明マテリアル株式会社、黒播築炉株式会社、Krosaki Amr Refractorios, S. A.、無錫黒崎蘇嘉耐火材料有限公司、Krosaki USA Inc.、黒崎播磨（上海）企業管理 有 限 公 司、Krosakiharima Europe B. V.、TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITED、TRL KROSAKI ASIA PRIVATE LIMITED、TRL KROSAKI CHINA LIMITED、Refractaria, S. A.

(2) 非連結子会社の数 2社

無錫黒崎機械有限公司、Refractaria Technologies S. L.

このうち、Refractaria Technologies S. L. については、当連結会計年度において事業活動を開始したことにより、非連結子会社を含めています。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社の数 0社

(2) 持分法適用関連会社の数 3社

新日本サーマルセラミックス株式会社、営口黒崎播磨耐火材料有限公司、IFGL Refractories Limited

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 3社

主要な会社等の名称

無錫黒崎機械有限公司

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Krosaki Amr Refractorios, S.A.、無錫黒崎蘇嘉耐火材料有限公司、Krosaki USA Inc.、黒崎播磨（上海）企業管理有限公司、Krosakiharima Europe B.V.、TRL KROSAKI CHINA LIMITED 及び Refractoria, S.A. の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

② デリバティブ取引により生じる債権債務

時価法によっています。

③ たな卸資産

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。ただし、半成工事及び未成工事支出金は個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

a) 当社及び国内連結子会社

定額法によっています。

なお、耐用年数については、原則として法人税法所定の耐用年数を採用していますが、機械装置及び運搬具、不動産事業のうちショッピングセンターに係る建物及び構築物については、一部会社所定の耐用年数(トンネル窯：9年、機械装置：9年、不動産事業のうちショッピングセンターに係る建物及び構築物：賃貸契約期間)を採用しています。

b) 在外連結子会社

定額法によっています。

②無形固定資産

a) 当社及び国内連結子会社

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

b) 在外連結子会社

定額法によっています。

③長期前払費用

定額法によっています。

(3)収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

(4)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事の損失見込額を計上しています。

④環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しています。

⑤役員退職慰労引当金

役員(執行役員を含む。)の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

また、一部の在外連結子会社においても、役員に対して、役員退職慰労引当金を計上しています。

なお、当社は2019年5月22日の取締役会において、取締役及び監査役に係る役員退職慰労金制度を2019年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しました。よって、同株主総会において、取締役及び監査役に対し、同株主総会終結までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給することとし、その支給の時期については、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任することで承認可決されました。このため、当該支給見込み額については、引き続き、役員退職慰労引当金に含めて計上しています。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法で按分した額を発生年度より費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しています。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を行っています。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建金銭債権債務、借入金

③ヘッジ方針

為替予約取引については、外国為替相場変動リスクをヘッジする目的で実需の範囲内においてのみ実施し、収益確保を目的としたディーリングは実施しないこととしています。また、金利スワップ取引については、借入金の金利変動リスクをヘッジすることを目的として、通貨スワップ取引については、借入金の通貨変動リスクをヘッジすることを目的として実施しています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計との間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個々の投資案件に応じた5年～20年以内の適切な期間で均等償却しています。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として建物並びに構築物以外の有形固定資産について定率法を採用していましたが、当連結会計年度より、定額法に変更しています。

当社は、耐火物製造・施工技術を一貫して提供する「世界第一級の鉄鋼用総合耐火物メーカー」としてさらなる飛躍に向けた経営基盤の強化を積極的に進める中で、グローバルな事業展開に伴う海外生産比率の高まりを契機に、親会社である日本製鉄株式会社との会計方針の統一の観点も踏まえて、有形固定資産の減価償却方法の変更について改めて検討したところ、当社及び国内連結子会社が保有する有形固定資産は生産設備が長期に亘り比較的安定した稼働を維持できることに加え、近年においては技術的陳腐化のリスクも少ないため、耐用年数での定額法による費用配分を行うことが経営実態をより適切に反映する合理的な方法であると判断しました。

この変更により、従来の方法に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ678百万円増加しています。

(会計上の見積りの変更)

当社は、トンネル窯の耐用年数について、従来6年としていましたが、当連結会計年度より9年に変更しています。

当社は、減価償却方法の変更を契機に使用実態を見直した結果、トンネル窯の耐用年数を9年で減価償却を行うことが、より実態に即した耐用年数であると判断しました。

なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微です。

III. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めていました「修繕維持費」(前連結会計年度67百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しています。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りに関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を開示しています。

IV. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

のれんの減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表に計上されている「のれん」4,493百万円には、インドで耐火物事業を営む連結子会社TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITEDを取得した際に計上されたのれん（帳簿価額3,579百万円）が含まれています。当該取得原価のうちのれんに配分された金額が相対的に多額であることから、当連結会計年度において当該のれんを含む資産グループの減損損失の認識の要否の検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが、のれんを含む資産グループの帳簿価額を超えると判断されたため、減損損失は計上していません。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

のれんを含む資産グループについては、減損の兆候がある場合に割引前将来キャッシュ・フローを用いて、減損の認識の要否を判断します。減損の認識が必要と判断され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上します。

TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITEDを取得した際に計上されたのれんを含む資産グループの将来キャッシュ・フローは、同社の現状、中期経営計画及びその後の将来見通しを基礎として見積もっており、当該中期経営計画及び将来見通しの前提となる売上高及び利益の見込を主要な仮定として織り込んでいます。

上記の仮定の実現には不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 88,569百万円

2. 偶発債務

(1) 以下の会社等の借入金等について債務保証を行っています。

債 務 者	残 高
ひびき 灘 開 発 株 式 会 社	2百万円
従 業 員	213百万円
合 計	216百万円

(2) 債権流動化による遡及義務

受 取 手 形 譲 渡 高 161百万円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式 普通株式	9,114,528
自己株式 普通株式	691,705

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が100株あります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,010	120.0	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	336	40.0	2020年9月30日	2020年11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの(予定)

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	926	110.0	2021年3月31日	2021年6月30日

配当の原資：利益剰余金

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に耐火物の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。また、短期的な運転資金は銀行借入やコマーシャル・ペーパー発行により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として恒常的に同じ外貨建ての営業債務残高の範囲内にあります。投資有価証券は主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、及び電子記録債務は、1年以内の支払期日です。また、一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしています。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後です。また、変動金利のものは金利の変動リスクに晒されており、外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、及び借入金に係る支払金利の変動リスクや為替変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引や通貨スワップ取引です。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、契約を結ぶ各部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに対し、原則として先物為替予約を利用してヘッジしています。

なお、輸出入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建て営業債権債務に対する先物為替予約を行っています。

また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクや外貨建ての借入金の為替変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引や通貨スワップ取引を利用しています。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

先物為替予約については、取引権限や限度額等を定めた金融取引管理規程に基づき、半年ごとに経営会議で基本方針を承認し、また、金利スワップ取引や通貨スワップ取引については、取引の都度、取締役会がこれを承認します。この承認に従い財務部が取引を行い、記帳及び契約先と残高照合等を行っています。取引実績の報告は、先物為替予約については経営会議で行っています。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、手許流動性を管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	5,301	5,301	—
(2) 受取手形及び売掛金	43,293	43,293	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,168	4,168	—
(4) 支払手形及び買掛金	(13,394)	(13,394)	—
(5) 電子記録債務	(5,240)	(5,240)	—
(6) 短期借入金	(4,064)	(4,064)	—
(7) コマーシャル・ペーパー	(7,000)	(7,000)	—
(8) 未払法人税等	(1,214)	(1,214)	—
(9) 長期借入金(*2)	(21,718)	(21,768)	(49)
(10) デリバティブ取引(*3)	3	3	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(*2) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより短期借入金に計上されたものについては、本書では長期借入金として表示しています。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しています。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりです。

①満期保有目的の債券は保有していません。

②その他有価証券における種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価	連 結 貸借対照表 計 上 額	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	899	4,094	3,195
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小 計	899	4,094	3,195
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	80	74	△5
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小 計	80	74	△5
合 計		979	4,168	3,189

(4)支払手形及び買掛金、(5)電子記録債務、(6)短期借入金、(7)コマーシャル・ペーパー、並びに(8)未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(9)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(10)デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(通貨関連)

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益	当該時価の算定方法
			うち 1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	277	—	△2	△2	取引先金融機関から提示された価格等によっています。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(通貨関連)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主 な ヘ ッ ジ 対 象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち 1年超		
為替予約等の繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 中国元	買掛金	53	—	6	取引先金融機関から提示された価格等によっています。

(金利関連)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主 な ヘ ッ ジ 対 象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち 1年超		
金利スワップの特例処理	受取変動・ 支払固定	長期借入金	1,000	1,000	(注)	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,395

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3)投資有価証券には含めていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,301	—	—	—
受取手形及び売掛金	43,293	—	—	—
合計	48,595	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	5,620	16,098	—	—

VIII. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、大阪府その他の地域において、賃貸用の商業建物（土地を含む。）等を有しています。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
1,636	10,478

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

2. 主な変動

増加は、取得 47百万円
減少は、減価償却費 36百万円

3. 連結決算日における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

4. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は668百万円（賃貸収益は主に売上高に、賃貸費用は主に売上原価に計上）です。また、売却益は3百万円（特別利益に計上）、売却損は7百万円（特別損失に計上）です。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	7,133円91銭
2. 1株当たり当期純利益	514円63銭

X. その他の注記

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、今後、2022年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、のれんの評価等の会計上の見積りを行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっています。

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブ取引により生じる債権債務の評価基準及び評価方法

時価法によっています。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。ただし、半成工事及び未成工事支出金は個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっています。

なお、耐用年数については、原則として法人税法所定の耐用年数を採用していますが、機械及び装置、不動産事業のうちショッピングセンターに係る建物及び構築物については、一部会社所定の耐用年数(トンネル窯: 9年、機械及び装置: 9年、不動産事業のうちショッピングセンターに係る建物及び構築物: 賃貸契約期間)を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

(3) 長期前払費用

定額法によっています。

3. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事の損失見込額を計上しています。

(4) 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、10年による定額法で按分した額を発生翌事業年度より費用処理しています。過去勤務費用については、10年による定額法で按分した額を発生年度より処理しています。

(6) 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む。）の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

なお、当社は2019年5月22日の取締役会において、取締役及び監査役に係る役員退職慰労金制度を2019年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しました。よって、同株主総会において、取締役及び監査役に対し、同株主総会終結までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給することとし、その支給の時期については、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任することで承認可決されました。このため、当該支給見込み額については、引き続き、役員退職慰労引当金に含めて計上しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を行っています。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建金銭債権債務、借入金

③ ヘッジ方針

為替予約取引については、外国為替相場変動リスクをヘッジする目的で実需の範囲内においてのみ実施し、収益確保を目的としたディーリングは実施しないこととしています。また、金利スワップ取引については、借入金の金利変動リスクをヘッジすることを目的として、通貨スワップ取引については、借入金の通貨変動リスクをヘッジすることを目的として実施しています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計との間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として建物並びに構築物以外の有形固定資産について定率法を採用していましたが、当事業年度より、定額法に変更しています。

当社は、耐火物製造・施工技術を一貫して提供する「世界第一級の鉄鋼用総合耐火物メーカー」としてさらなる飛躍に向けた経営基盤の強化を積極的に進める中で、グローバルな事業展開に伴う海外生産比率の高まりを契機に、親会社である日本製鉄株式会社との会計方針の統一の観点も踏まえて、有形固定資産の減価償却方法の変更について改めて検討したところ、当社が保有する有形固定資産は生産設備が長期に亘り比較的安定した稼働を維持できることに加え、近年においては技術的陳腐化のリスクも少ないため、耐用年数での定額法による費用配分を行うことが経営実態をより適切に反映する合理的な方法であると判断しました。

この変更により、従来の方法に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ636百万円増加しています。

(会計上の見積りの変更)

当社は、トンネル窯の耐用年数について、従来6年としていましたが、当事業年度より9年に変更しています。

当社は、減価償却方法の変更を契機に使用実態を見直した結果、トンネル窯の耐用年数を9年で減価償却を行うことが、より実態に即した耐用年数であると判断しました。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微です。

III. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りに関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を開示しています。

IV. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

子会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上されている「関係会社株式」19,762百万円には、インドで耐火物事業を営む連結子会社であるTRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITEDの株式(帳簿価額15,593百万円)が含まれています。時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式である同社株式について、当事業年度において、減損処理の要否の検討を行いました。検討の結果、同社株式の実質価額が著しく低下していないと判断されたため、減損処理を行っていません。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他情報

非上場の子会社に対する投資等、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、原価法により評価していますが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額は該当する事業年度の損失として計上します。

なお、TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITED株式の評価にあたり、同社の超過収益力等を反映した価額で実質価額を見積もっています。

実質価額の著しい低下の有無の判断にあたっては、TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITEDの将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく超過収益力等の見積りを行ったうえで、帳簿価額と比較しています。

当該割引現在価値は、TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITEDの現状、中期経営計画及びその後の将来見通し並びに割引率を基礎として見積もっており、当該中期経営計画及び将来見通しの前提となる売上高及び利益の見込み並びに割引率を主要な仮定として織り込んでいます。

上記の仮定の実現には不確実性を伴い、実質価額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 71,073百万円

2. 偶発債務

以下の会社等の借入金等について債務保証を行っています。

債 務 者	残 高
Krosaki USA Inc.	409百万円
TRL KROSAKI CHINA LIMITED	690百万円
ひびき 灘 開 発 株 式 会 社	2百万円
従 業 員	213百万円
合 計	1,316百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短 期 金 銭 債 権	27,688百万円
短 期 金 銭 債 務	4,130百万円

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	52,556百万円
仕 入 高	20,434百万円
営業取引以外の取引高	2,018百万円

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度末株式数(株)
普通株式	691,705

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株あります。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

賞与引当金	470百万円
未払賞与に対する社会保険料	90百万円
環境対策引当金	17百万円
減価償却超過額	733百万円
退職給付引当金	30百万円
役員退職慰労引当金	108百万円
貸倒引当金	15百万円
株式信託簿価	117百万円
減損損失	211百万円
その他	677百万円
小計	2,473百万円
評価性引当額	△569百万円
繰延税金資産合計	1,903百万円

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

為替予約	△2百万円
前払年金費用	△335百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△439百万円
その他有価証券評価差額金	△946百万円
企業結合に伴う土地の時価評価差額	△610百万円
繰延税金負債合計	△2,332百万円
差引：繰延税金負債純額(△)	△428百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.2%
評価性引当額	△0.2%
均等割等	0.6%
研究開発税制の税額控除	△1.1%
外国子会社からの配当等の源泉税等	1.7%
その他	△0.4%
小 計	△7.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.9%

IX. 関連当事者との取引に関する注記

1. 当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

（単位：百万円）

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	日本製鉄株 式会社	所有 直接 -% 間接 -% 被所有 直接 47% 間接 0%	当社製品 の 販 売 等 及 び 資 材 等 購 入	耐火物製品 販売等	47,898	売掛金	24,136

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）製品販売等及び資材等購入については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

（注2）取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでいます。

2. 当社と同一の親会社を持つ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社の子会社	日鉄ファイ ナンス株式 会社	所有 直接 -% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	売上債権 の売却	売上債権の 売却	12,268	未収入金	4,016

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 日鉄ファイナンス株式会社向けの売上債権の売却については、基本契約を締結し、債権の譲渡を行っています。

(注2) 取引金額及び期末残高は消費税等を含んでいません。

3. 当社の子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	黒崎播磨セラコー株式会社	所有 直接100% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	耐火物製造等の委託、CMS等による資金取引	製造等委託	6,499	買掛金	762
				預り金減少	270	預り金	1,596
				支払利息	2	—	—
子会社	Krosakiharima Europe B. V.	所有 直接100% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	当社製品の販売等	耐火物製品販売等	1,903	売掛金	1,250
子会社	Krosaki USA Inc.	所有 直接 90% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	当社製品の販売等	耐火物製品販売等	1,854	売掛金	1,085

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製造等委託、耐火物等購入及び製品販売等については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

(注2) 資金取引については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

(注3) 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでいます。

X. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 6,460円40銭
- 1株当たり当期純利益 548円11銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2020年12月25日開催の取締役会において、当社の完全子会社である黒崎播磨セラコーポ株式会社を吸収合併することを決議し、2021年4月1日付で吸収合併しました。

1. 取引概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

企業の名称 黒崎播磨セラコーポ株式会社

事業の内容 耐火物製造等に係る業務請負、耐火物製造設備等のメンテナンス、各種サービス業

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、黒崎播磨セラコーポ株式会社は解散いたしました。

(4) 結合後の名称

黒崎播磨株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

黒崎播磨セラコーポ株式会社は、耐火物製造等に係る業務請負及び耐火物製造設備等のメンテナンスを主な事業として行っています。同社を当社に吸収合併することで、製造業務の一体化による製造実力・競争力の維持向上のほか、経営資源の集約による経営の効率化、間接部門統合による管理コストの削減を図り、当社グループの事業基盤をより一層強固なものとしします。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

XII. その他の注記

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、今後、2022年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、子会社株式の評価等の会計上の見積りを行っていますが、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。